

中部電力株式会社からの報告の概要
(18日17時00分までに受けたもの)

- 本日(18日)11時00分頃、廃棄物減容処理装置建屋2階(管理区域)において、同社の協力会社作業員が粒状の堆積物を発見した。
- 堆積物は床面の排水枘1箇所の周囲に約130cm×約80cm(高さ約5cm)の範囲に存在している。
- 当該堆積物の放射エネルギーを測定したところ、コバルト60が検出され、表面汚染密度は 105 Bq/cm^2 であり、保安規定に基づく立入制限区域を設定する基準(40 Bq/cm^2)以上であることを確認したことから、14時09分に原子炉等規制法に基づく報告事象と判断した。
- 当該堆積物が発生した原因については、昨年5月2日に発生した同建屋地下2階における堆積物の発見事象との関連を含め、調査中である。
- 本事象による外部への放射性物質の影響はない。

以上